7．各区分の損益外減価償却相当額、引当外賞与見積額及び引当外退職給付増加見積額

（単位：円）

区　　分	損益外減価償却相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額
貸付業務	0	267,784	3,110,958
療護業務	763,178,943	△ 28,762	506,023
一般業務	0	△ 1,606,046	30,491,178
指導講習及び適性診断業務	0	△ 1,411,905	27,075,524
その他の業務	0	△ 194,141	3,415,654
法人共通	212,863	10,038,036	13,926,643
計	763,391,806	8,671,012	48,034,802

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

当社において平成21年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成22年10月20日より下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 22 年 10 月 19 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎

記

1　記１⑶中「殿町三丁目」を「大師河原一丁目」に改め、「及び同区大師河原一丁目から同区大師河原二丁目までの区間」を削る。

2　記３⑷ ㈺中④を削り、⑤中「記㈺①、記㈺②及び記㈺④」を「記㈺①及び記㈺②」に改め、⑤を④とする。

3　記３中⑾及び⑿を削り、⒀を⑾とし、⑾の次に次の⑿を加える。

⑿　記⑾に基づく川崎線開通記念割引については、次のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車とする。

㈺　適用区間及び割引率

川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間のみを通行する場合、50％の割引率を適用する。ただし、神奈川線において通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

�hi　実施する期間

平成22年10月20日から平成23年３月31日までの間

4　記３中⒁を⒀とし、次のように改める。

⒀　割引相互間の適用関係

障害者割引、環境ロードプライシング割引、ＥＴＣ前納割引、ＥＴＣ曜日別時間帯別割引、ＥＴＣ一般向け頻度割引、ＥＴＣ大口・多頻度割引、ＥＴＣ会社間連続利用割引、ＥＴＣ路線バス割引、首都高速湾岸線（横浜地区）割引社会実験に係る割引、川崎線開通記念割引の重複適用関係は次のとおりとする。

①　重複適用の有無

○…適用あり
×…適用なし

	障害者	環境	前納	曜日別	一般	大口	会社間	路バス	湾岸線	企画
環境	×									
前納	○	○								
曜日別	×	○	○							
一般	○	○	×	○						
大口	×	○	×	○	×					
会社間	×	×	○	○	○	○				
路バス	×	×	×	×	×	×	×			
湾岸線	×※1	×	○	○※2	○	○	×	×		
企画	×※3	×	○	○	○	○	×	○	×	

※１　障害者割引及び首都高速湾岸線（横浜地区）割引社会実験に係る割引の割引適用要件に該当する自動車は、ＥＴＣ車に限り障害者割引を適用せず、首都高速湾岸線（横浜地区）割引社会実験に係る割引を適用する。

※２　首都高速湾岸線（横浜地区）割引社会実験に係る割引の割引適用要件に該当する自動車は、日曜日及び祝日の６時以後22時前の時間帯に通行する普通車に限りＥＴＣ曜日別時間帯別割引を適用せず、首都高速湾岸線（横浜地区）割引社会実験に係る割引のみを適用する。

※３　障害者割引及び川崎線開通記念割引の割引適用要件に該当する自動車は、ＥＴＣ車に限り障害者割引を適用せず、川崎線開通記念割引を適用する。

㈱　「障害者」は障害者割引、「環境」は環境ロードプライシング割引、「前納」はＥＴＣ前納割引、「曜日別」はＥＴＣ曜日別時間帯別割引、「一般」はＥＴＣ一般向け頻度割引、「大口」はＥＴＣ大口・多頻度割引、「会社間」はＥＴＣ会社間連続利用割引、「路バス」はＥＴＣ路線バス割引、「湾岸線」は首都高速湾岸線（横浜地区）割引社会実験に係る割引、「企画」は川崎線開通記念割引をそれぞれ指すものとする。

②　重複適用の順序

適用の順序	割　引　の　種　類
1	川崎線開通記念割引
2	障害者割引、環境ロードプライシング割引、ＥＴＣ会社間連続利用割引又は首都高速湾岸線（横浜地区）割引社会実験に係る割引
3	ＥＴＣ曜日別時間帯別割引
4	ＥＴＣ前納割引、ＥＴＣ一般向け頻度割引、ＥＴＣ大口・多頻度割引又はＥＴＣ路線バス割引